傾斜路に沿って昇降するもの　令第百二十九条の七第五号の規定によるほか、次に定める構造とすること。

イ　かごは、次に定める構造とすること。

(1)～(3)　(略)

ロ　(略)

ハ　制御器は、かご及び昇降路の全ての戸又は可動式の手すりが閉じていなければかごを昇降させることができないものとすること。

ニ　(略)

十　(略)

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一第九号イ及びハの改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

○原子力規制委員会告示第五号

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第四十八条第一項の規定に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四十八条第一項の表各号の規定に基づき特定重要発電用原子炉施設を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年六月二日　原子力規制委員会委員長　田中　俊一

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四十八条第一項の表各号の規定に基づき特定重要発電用原子炉施設を定める告示の一部を改正する告示

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四十八条第一項の表各号の規定に基づき特定発電用原子炉施設を定める告示（平成二十五年原子力規制委員会告示第十二号）の一部を別表により改正する。この場合において、同表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

三　標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であって、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

別表　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四十八条第一項の表各号の規定に基づき特定重要発電用原子炉施設を定める告示の一部改正に関する表

改正後	改正前
（原子力規制委員会が定める特定重要発電用原子炉施設） **第二条**　規則第四十八条第一項の表第一号の規定に基づき、その判定期間が十三月以上であるものとして原子力規制委員会が定める特定重要発電用原子炉施設は、次の各号（第四十四号を除く。）に掲げる工場又は事業所に設置される当該各号に掲げる発電用原子炉及びその附属施設（特定重要発電用原子炉施設に限る。）並びに第四十四号に掲げる工場又は事業所に設置される特定重要発電用原子炉施設とする。 ［一～二十五　略］ ［号を削る。］ 二十六　［略］ 二十七　［略］ 二十八　［略］ 二十九　［略］ 三十　［略］ 三十一　［略］ 三十二　［略］ 三十三　［略］ 三十四　［略］ ［号を削る。］ 三十五　［略］ 三十六　［略］ 三十七　［略］ 三十八　［略］ ［号を削る。］ 三十九　［略］ 四十　［略］ 四十一　［略］ 四十二　［略］ 四十三　［略］ 四十四　［略］	（原子力規制委員会が定める特定重要発電用原子炉施設） **第二条**　規則第四十八条第一項の表第一号の規定に基づき、その判定期間が十三月以上であるものとして原子力規制委員会が定める特定重要発電用原子炉施設は、次の各号（第四十八号を除く。）に掲げる工場又は事業所に設置される当該各号に掲げる発電用原子炉及びその附属施設（特定重要発電用原子炉施設に限る。）並びに第四十八号に掲げる工場又は事業所に設置される特定重要発電用原子炉施設とする。 ［一～二十五　同上］ 二十六　関西電力株式会社美浜発電所　一号炉 二十七　関西電力株式会社美浜発電所　二号炉 二十八　［同上］ 二十九　［同上］ 三十　［同上］ 三十一　［同上］ 三十二　［同上］ 三十三　［同上］ 三十四　［同上］ 三十五　［同上］ 三十六　［同上］ 三十七　中国電力株式会社島根原子力発電所　一号炉 三十八　［同上］ 三十九　［同上］ 四十　［同上］ 四十一　［同上］ 四十二　九州電力株式会社玄海原子力発電所　一号炉 四十三　［同上］ 四十四　［同上］ 四十五　［同上］ 四十六　［同上］ 四十七　［同上］ 四十八　［同上］